

○新型コロナウイルス感染症への対応について(5月25日の緊急事態宣言解除を受けて)

この度の新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた方々に対しまして、心よりご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆様にご心遣い申し上げます。また、影響を受けられた皆様にご心遣いを申し上げます。

本町では、4月8日の緊急事態宣言や5月の一部解除を受けて、4月9日と5月15日の2度にわたり来島予定の皆様に対し来島自粛のメッセージを発信いたしました。観光関連事業者が多い本町にとりましては、大変厳しい決断をしなければなりません。

その理由としては、第一に町民の生命や健康を守ることが自治体の使命であり、町内において複数の感染者が出た場合、医療の確保ができないというものでした。そのような中、営業活動を自粛し感染防止対策に取り組んでいただいている各事業者の皆さんの勇気・決断は称賛に値するものであり、感謝に堪えません。その甲斐もあり、現時点では一人の感染者も出ることなく推移しております。しかしながら、観光客等の減少は島内経済に大きな損失を与えており、これ以上自粛期間が長期化すれば、事業を継続していくことが困難な事業者も出てくることも予想され、5都道県の解除を一つの区切りとして、本町の経済活動を段階的に再開したいと思います。再開に当たっては、各事業者の皆様も感染防止対策にしっかりと取り組んでいただくことが必須となります。

つきましては、本町の観光施設等については6月1日から再開することといたします。人の移動が活発となり感染のリスクが高まることが予想されますので、感染者の発生をできる限り防止する感染対策(新しい生活様式の徹底)に努めながら、町民の生活、町内事業者の活動を徐々に回復させるための町内消費喚起策の一つとして、飲食店応援事業をはじめ、観光関連事業者の事業活動の維持・再開の支援策を実施する予定としております。

また、県外との行き来が再開するときは、旅行者への観光キャンペーンとして、プレミアム商品券を発行し、お得感をもって来島していただく取り組みも行う予定としております。

○来島を予定されている鹿児島県民の皆様には、

来島を予定されている皆様には、次の「感染拡大防止の実践」に取り組んでいただきますようご協力をお願いします。

(感染拡大防止の実践)

1. 島内の医療機関では感染者の対応が困難なため、県境をまたいでの移動をされた方や発熱、体調不良等の感染が疑われる方はこれまでどおり来島をご遠慮ください。
2. 港、空港等で実施される検温等の水際対策には積極的にご協力ください。
3. 手洗い・うがい・マスク着用にご協力ください。また、携帯用の除菌スプレー等の除菌グッズをご持参いただくなど、こまめな感染予防に努めてください。
4. 三密（密閉・密集・密接）を避け、一人ひとりが間隔を取り、常に感染症に対する高い意識を持って行動することに心がけてください。
5. ご自身が感染した場合を想定して、訪れた場所や時間帯などをメモするなど、可能な限り緊急時の対応ができるよう行動歴の把握に努めてください。

鹿児島県民の皆様には、上記の「感染拡大防止の実践」を遵守していただき、来島を心からお待ちしております。ただし、県外を訪れて2週間が経過していない方は感染リスクが高いことから来島についてはご遠慮願います。

○6月1日から再開する観光施設等については次のとおりです。

1. 再開施設

ヤクスギランド、白谷雲水峡、屋久杉自然館、志戸子ガジュマル公園、屋久島総合自然公園、しゃくなげの森公園、屋久島青少年旅行村、湯向温泉、本村温泉、湯泊温泉、平内海中温泉、まごころ市ポン・タン館

2. 縄文杉登山者を輸送している荒川登山バス運行についても、6月1日から再開いたします。

○県外の皆様には、

県境をまたぐ移動制限の解除については、国が示す外出自粛の段階的緩和の目安ステップ2（6月19日～6月30日を目途に）や鹿児島県が実施する観光キャンペーン事業の実施条件を参考にしながら受け入れの判断にしたいと思います。

令和2年5月26日

屋久島町長 荒木 耕治